

証券コード 7034
(発送日) 2024年 1月 4日
(電子提供措置の開始日) 2023年12月28日

株 主 各 位

東京都港区芝公園一丁目1番1号
株式会社プロレド・パートナーズ
代表取締役 佐 谷 進

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.prored-p.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7034/teiji/>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2024年1月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくか、電磁的方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2024年1月23日(火曜日)午前11時
[受付開始 午前10時30分予定]
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階「ローズ」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第16期(2022年11月1日から2023年10月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期(2022年11月1日から2023年10月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項について修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前述のインターネット上の当社ウェブサイトおよび株式会社プロネクサスのウェブサイトに掲載いたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

### 2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
  - (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
  - (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ### 3. ご注意
- (1) 行使期限は2024年1月22日（月曜日）午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記 2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

#### 4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使のご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

以上

# 事業報告

(2022年11月 1日から  
2023年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、国内屈指の実績を持つ成果報酬型コストマネジメント・コンサルティングを中心としたコンサルティング事業の成長に取り組んでおります。

コンサルティング事業においては、インフレ進行の影響により想定以上にコスト削減の実現が困難となっていることから、厳しい事業環境が続いております。他方で、コストマネジメントに対する需要及び成果報酬型ではサービス提供が難しい企業活動への様々な支援に対する需要は依然として高い状況が続いており、これらに応えるためサービスの拡充を進めております。当社グループとしては、成果報酬型コストマネジメント・コンサルティングの立て直しに加え、固定報酬型コンサルティングサービス拡充による事業の成長により、成長軌道に回帰するよう事業運営を行ってまいります。

当社独自のDXプラットフォーム「プロサイン」に係る事業のうちプロサインBSM事業（Business Spend Management領域のSaaSを提供する事業）について事業譲渡が完了し、事業譲渡益215百万円を計上しております。なお、賃貸借契約書を含む店舗情報を一元管理できる賃貸借契約書管理（店舗情報管理）サービスについては、引き続き当社が開発及び運営しております。

また、当社グループが出資している投資事業有限責任組合における投資運用の結果、投資事業組合運用益5,075百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,715百万円（前期比0.1%減）、営業損失372百万円（前期は148百万円の営業損失）、経常利益4,378百万円（前期は209百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益818百万円（前期は871百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
プロサイン事業に対する開発投資資金を用途として、金融機関からの長期借入金により342百万円を調達しました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
当社は2023年5月31日を効力発生日として、プロサインBSM事業を株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートへ事業譲渡しました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                      | 第 13 期<br>(2020年10月期) | 第 14 期<br>(2021年10月期) | 第 15 期<br>(2022年10月期) | 第 16 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年10月期) |
|----------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                               | —                     | 3,649                 | 2,718                 | 2,715                              |
| 経常利益又は経常損<br>失(△)(百万円)                                   | —                     | 523                   | △209                  | 4,378                              |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属(百万円)<br>する当期純損失<br>(△) | —                     | 533                   | △871                  | 818                                |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△)(円)                     | —                     | 48.13                 | △79.78                | 74.95                              |
| 総 資 産(百万円)                                               | 7,522                 | 8,892                 | 9,322                 | 11,978                             |
| 純 資 産(百万円)                                               | 6,266                 | 7,860                 | 7,519                 | 10,066                             |
| 1株当たり純資産(円)                                              | 561.06                | 719.86                | 688.66                | 549.22                             |

(注) 第13期は連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                         | 第 13 期<br>(2020年10月期) | 第 14 期<br>(2021年10月期) | 第 15 期<br>(2022年10月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(2023年10月期) |
|---------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                  | 3,270                 | 3,342                 | 2,316                 | 2,212                            |
| 経 常 利 益(百万円)                                | 1,189                 | 696                   | 0                     | 413                              |
| 当期純利益又は当期<br>純損失 (△)<br>(百万円)               | 869                   | 525                   | △849                  | 626                              |
| 1 株当たり当期純利益<br>又は 1 株当たり当期損<br>失 (△)<br>(円) | 79.69                 | 47.41                 | △77.76                | 57.39                            |
| 総 資 産(百万円)                                  | 7,506                 | 7,009                 | 6,568                 | 7,551                            |
| 純 資 産(百万円)                                  | 6,308                 | 6,073                 | 5,224                 | 5,911                            |
| 1 株当たり純資産 (円)                               | 564.82                | 556.18                | 478.43                | 536.80                           |

(注) 2020年1月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

第13期(2020年10月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容        |
|-------------|----------|----------|----------------|
| 株式会社ナレッジリーン | 20,000千円 | 100%     | コンサルティング及び受託調査 |

(注) 2023年9月1日付けで、株式会社知識経営研究所は株式会社ナレッジリーンに商号変更いたしました。

**(4) 対処すべき課題**

## ① コンサルティング品質の向上

当社は、主にコストマネジメントの領域において成果をクライアントと共有する成果報酬型コンサルティングサービスを提供しております。インフレの進行やエネルギーコストの増加などにより値上げが相次ぐ市況下ではあるものの、プロジェクト期間の短縮及びサービス品質向上に努め、クライアントの満足度向上からリピート率（クロスセル）の向上へとつなげてまいります。また、複雑化するコスト削減／企業改革ニーズに対応すべく固定報酬型コンサルティングサービスを拡充し、ハンズオンにて策定から実行まで一気通貫でサービス提供しております。固定報酬型コンサルティングサービスは、プロジェクトによって提供する知見や難易度が異なるため、メンバーの能力を高めることはもとより、クライアントサーベイの実施及び分析により、クライアントの満足度向上からリピート率（アップセル）の向上へとつなげてまいります。

## ② 優秀な人材の採用と育成

当社事業の中核である経営コンサルティングサービスの提供を行うためには、高い能力を有する人材が必要になります。コンサルティング事業は知識集約型のビジネスであり、持続的な成長及び発展をしていくためには、常にメンバーの能力を高めるといった質的向上と高い能力を有する人材を獲得するという量的拡大の両方の施策が必要であります。質的向上については、充実した研修プログラムやコンテストを設けてビジネススキルの向上を図るとともに、多様性を重んじて個人の成長を最大限に引き出しております。量的拡大については、リクルーティングの方法として、多様なリクルーティングチャンネル及びリファラルを活用しております。また、社内環境は、メンバーへのストック・オプション制度の実施、ロイヤリティを求めない多様な価値観を認め合える社風、安心して働きやすい環境・待遇の整備に努めてまいります。

③ 大企業への営業力

当社にはコンサルティングサービスを通じて、これまで積み重ねてきた実績とパートナー陣の幅広い人的ネットワークがあり、プロジェクトの受注においても奏効しております。今後は企業として組織的に営業活動を行うべく、会社としての実績を着実に一つ一つ積み重ね、ブランディングを踏まえた広報活動を通して、企業としての信用を向上させることが必要と考えております。B to Bビジネスに必要な認知度向上のために随時セミナーや出版を行い、マスコミとも良好な関係を構築することで、当社の知名度向上を図る方針であります。

④ ストレス耐性を意識したビジネスモデルの構築と深化

原材料価格の高騰等の世界的なインフレ水準、ウクライナ情勢、米国の金利上昇による急激な円安進行等、先行きが不透明な状況が続く経済環境において、当社では様々な経済的ストレスに柔軟に対処可能な、新たなビジネスモデルの構築や既存ビジネスの深化に取り組むことが必要であると認識しております。

⑤ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスの充実と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスについては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査体制及び内部統制システムの整備により充実を図っております。また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まる中、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2023年10月31日現在)

- ①経営コンサルティング
- ②環境コンサルティング
- ③PEファンド

(6) 主要な営業所 (2023年10月31日現在)

① 当社

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

② 子会社

|             |            |
|-------------|------------|
| 株式会社ナレッジリーン | 本社 (東京都港区) |
|-------------|------------|

## (7) 使用人の状況 (2023年10月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 211 (6) 名 | 47名減 (1名増)  |

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注) 使用人の人数が前事業年度末と比べて47名減少しておりますが、その主な理由は、2023年5月31日付でプロサインBSM事業を株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートに事業譲渡したことによるものであります。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 167 (1) 名 | 50名減 (-)  | 34.7歳 | 3.3年   |

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(注) 使用人の人数が前事業年度末と比べて50名減少しておりますが、その主な理由は、2023年5月31日付でプロサインBSM事業を株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートに事業譲渡したことによるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年10月31日現在)

| 借入先         | 借入残高(百万円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 477       |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 477       |

(注) 借入総額1,024百万円の10%以上の借入先を記載しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,195,600株
- (3) 株主数 3,148名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                  | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------|---------|---------|
| 株式会社 S H I N K インベストメント                | 4,800千株 | 43.9%   |
| 株式会社 カプセルコーポレーション                      | 720     | 6.5     |
| 佐 谷 進                                  | 583     | 5.3     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>( 信 託 口 )        | 569     | 5.2     |
| 山 本 卓 司                                | 355     | 3.2     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                      | 199     | 1.8     |
| 西 村 裕 二                                | 184     | 1.6     |
| a u カブコム証券株式会社                         | 174     | 1.5     |
| S B I Ventures Two<br>株 式 会 社          | 165     | 1.5     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 信 託 口 ) | 128     | 1.1     |

(注) 持株比率は、自己株式 (276,106株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年10月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                          |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 佐 谷 進     |                                                  |
| 取 締 役     | 若 杉 忠 弘   | 学校法人グロービス経営大学院 教授<br>株式会社グロービス シニア・ファカルティ・ディレクター |
| 取 締 役     | 柳 沢 和 正   | 合同会社ログス・パートナーズ 代表社員                              |
| 取 締 役     | 古 川 徳 厚   | グロースパートナーズ株式会社 代表取締役                             |
| 常 勤 監 査 役 | 細 田 和 典   |                                                  |
| 監 査 役     | 渡 辺 喜 宏   | 地山株式会社 代表取締役                                     |
| 監 査 役     | 押 味 由 佳 子 | 柴田・鈴木・中田法律事務所 パートナー                              |

- (注) 1. 取締役 若杉忠弘氏、取締役 柳沢和正氏及び取締役 古川徳厚氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 細田和典氏、監査役 渡辺喜宏氏及び監査役 押味由佳子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 渡辺喜宏氏は、金融機関の出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役及び監査役のスキル一覧表「スキルマトリクス」は次のとおりになります。なお、記載の内容は各役員に期待する知識・経験・能力であり、役員の有する全ての知見を表すものではありません。

|           | 役 職             | 企 業 経 営 | コ ン サ ル<br>テ ィ ン グ | 営 業<br>マ ー ケ テ ィ ン グ | 投 資<br>M & A |
|-----------|-----------------|---------|--------------------|----------------------|--------------|
| 佐 谷 進     | 代 表 取 締 役       | ●       | ●                  | ●                    | ●            |
| 若 杉 忠 弘   | 社 外 取 締 役       | ●       | ●                  |                      |              |
| 柳 沢 和 正   | 社 外 取 締 役       | ●       | ●                  | ●                    | ●            |
| 古 川 徳 厚   | 社 外 取 締 役       | ●       | ●                  |                      | ●            |
| 細 田 和 典   | 社 外 監 査 役 (常 勤) | ●       | ●                  | ●                    |              |
| 渡 辺 喜 宏   | 社 外 監 査 役       | ●       |                    | ●                    | ●            |
| 押 味 由 佳 子 | 社 外 監 査 役       |         |                    |                      |              |

|           | 職 務             | 人 事 | 財 務 | 法 務       |
|-----------|-----------------|-----|-----|-----------|
|           | 役               | 労 務 | 会 計 | リ ス ク 管 理 |
| 佐 谷 進     | 代 表 取 締 役       | ●   |     |           |
| 若 杉 忠 弘   | 社 外 取 締 役       | ●   |     |           |
| 柳 沢 和 正   | 社 外 取 締 役       |     |     |           |
| 古 川 徳 厚   | 社 外 取 締 役       |     | ●   |           |
| 細 田 和 典   | 社 外 監 査 役 (常 勤) | ●   |     | ●         |
| 渡 辺 喜 宏   | 社 外 監 査 役       |     | ●   | ●         |
| 押 味 由 佳 子 | 社 外 監 査 役       |     |     | ●         |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社及びすべての子会社のすべての取締役及び監査役

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

## (4) 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 |
|---------|------------|---------|-------------|
| 山 本 卓 司 | 2023年6月30日 | 辞 任     | 専務取締役       |

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月25日の臨時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準、当社業績、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。当社の取締役の報酬額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会決議に基づき、年額120百万円以内の範囲内で決定する。

2. 報酬の種類及び基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、「固定報酬」とする。「固定報酬」は、役位、職責、に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、年額を12等分し、毎月支払う。なお、業績連動報酬等、非金銭報酬等については採用しない。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。代表取締役は、当社の業績等を踏まえ、各取締役の職責等に鑑み各取締役の基本報酬を決定するものとする。取締役会は、代表取締役への委任にあたって当該権限が適切に行使されるよう、慎重に審議を行う。

### ②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役佐谷進に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

### ③当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数       | 報 酬 等 の 額     |
|--------------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 5名<br>(3) | 38百万円<br>(12) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 16<br>(16)    |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 8<br>(6)  | 55<br>(28)    |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち社外取締役3名)です。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち社外取締役3名)です。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 支給人数には当事業年度中に退任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。

### (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 若杉忠弘氏は、学校法人グロービス経営大学院 教授及び株式会社グロービス シニア・ファカルティ・ディレクターであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役 柳沢和正氏は、合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員であります。当社と兼職先との間には取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。
  - ・取締役 古川徳厚氏は、グロースパートナーズ株式会社 代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 渡辺喜宏氏は、地山株式会社 代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 押味由佳子氏は、柴田・鈴木・中田法律事務所 パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況及び発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                           |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 若杉 忠弘  | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。取締役会では、主に経営コンサルタント及びビジネス教育に携わる者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                         |
| 取締役 柳沢 和正  | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。取締役会では、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に必要な発言を行っております。                                                           |
| 取締役 古川 徳厚  | 2023年1月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。取締役会では、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に必要な発言を行っております。                                           |
| 監査役 細田 和典  | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、及び監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会では主に経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、監査役会では、経営全般への運営体制に対し、適宜、必要な発言を行っております。                       |
| 監査役 渡辺 喜宏  | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会では、主に財務・会計等に関し、専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、監査役会では、主に当社のコンプライアンス体制等に対し、適宜、必要な発言を行っております。                           |
| 監査役 押味 由佳子 | 当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会では、主に弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、監査役会では、複数の事業会社における監査役としての経験と知見に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言を行っております。 |

#### 4. 会計監査人の状況

- (1) **名称** 太陽有限責任監査法人

当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は2023年1月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- (2) **報酬等の額**

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

- (4) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,172,895</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>920,081</b>    |
| 現金及び預金          | 5,404,432         | 買掛金            | 85,270            |
| 売掛金及び契約資産       | 457,156           | 1年内償還予定の社債     | 80,000            |
| 仕掛品             | 1,161             | 1年内返済予定の       | 67,700            |
| 貯蔵品             | 536               | 長期借入金          | 125,886           |
| その他             | 309,608           | 未払金            | 298,177           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,805,160</b>  | 未払費用           | 95,858            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>50,308</b>     | 未払消費税等         | 79,239            |
| 建物附属設備          | 76,954            | 未払法人税等         | 54,847            |
| 減価償却累計額         | △32,012           | 賞与引当金          | 33,101            |
| 工具、器具及び備品       | 20,488            | その他            |                   |
| 減価償却累計額         | △15,121           |                |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>296,478</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>991,280</b>    |
| ソフトウェア          | 19,661            | 長期借入金          | 956,300           |
| のれん             | 276,790           | 退職給付に係る負債      | 14,273            |
| その他             | 26                | 資産除去債務         | 15,038            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,458,373</b>  | 繰延税金負債         | 5,669             |
| 投資有価証券          | 5,224,645         |                |                   |
| 出資              | 1,530             | <b>負債合計</b>    | <b>1,911,362</b>  |
| 繰延税金資産          | 29,040            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 敷金及び保証金         | 116,586           | <b>株主資本</b>    | <b>5,986,507</b>  |
| その他             | 86,571            | 資本金            | 10,000            |
|                 |                   | 資本剰余金          | 4,031,851         |
|                 |                   | 利益剰余金          | 2,707,481         |
|                 |                   | 自己株式           | △762,824          |
|                 |                   | その他の包括利益累計額    | 10,720            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 10,720            |
|                 |                   | 新株予約権          | 50,108            |
|                 |                   | 非支配株主持分        | 4,019,356         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>10,066,692</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,978,055</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>11,978,055</b> |

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連 結 損 益 計 算 書

(2022年11月 1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 2,715,262 |
| 売上原価            | 1,952,194 |
| 売上総利益           | 763,068   |
| 販売費及び一般管理費      | 1,135,552 |
| 営業損失            | △372,483  |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 232       |
| 投資事業組合運用益       | 5,075,372 |
| 助成金収入           | 396       |
| その他             | 6,917     |
|                 | 5,082,919 |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 3,496     |
| 社債利息            | 140       |
| 投資事業組合管理費       | 327,109   |
| その他             | 1,431     |
|                 | 332,177   |
| 経常利益            | 4,378,258 |
| 特別利益            |           |
| 事業譲渡益           | 215,089   |
| 特別損失            |           |
| 固定資産除却損         | 2,607     |
| 税金等調整前当期純利益     | 4,590,740 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 104,355   |
| 法人税等調整額         | △16,712   |
| 当期純利益           | 4,503,097 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 3,684,691 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 818,406   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年11月 1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株主資本       |           |           |          |           |
|---------------------|------------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資本金        | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当期首残高               | 2,025,925  | 2,015,925 | 1,889,074 | △762,824 | 5,168,101 |
| 当期変動額               |            |           |           |          |           |
| 減資                  | △2,015,925 | 2,015,925 |           |          | －         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |            |           | 818,406   |          | 818,406   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |            |           |           |          | －         |
| 当期変動額合計             | △2,015,925 | 2,015,925 | 818,406   | －        | 818,406   |
| 当期末残高               | 10,000     | 4,031,851 | 2,707,481 | △762,824 | 5,986,507 |

|                     | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権  | 非支配株主持分   | 純資産合計      |
|---------------------|--------------|---------------|--------|-----------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |        |           |            |
| 当期首残高               | －            | －             | －      | 2,351,694 | 7,519,795  |
| 当期変動額               |              |               |        |           |            |
| 減資                  |              |               |        |           | －          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |              |               |        |           | 818,406    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 10,720       | 10,720        | 50,108 | 1,667,661 | 1,728,490  |
| 当期変動額合計             | 10,720       | 10,720        | 50,108 | 1,667,661 | 2,546,897  |
| 当期末残高               | 10,720       | 10,720        | 50,108 | 4,019,356 | 10,066,692 |

# 貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,561,919</b> | <b>流動負債</b>    | <b>662,551</b>   |
| 現金及び預金          | 5,015,123        | 買掛金            | 72,325           |
| 売掛金及び契約資産       | 334,446          | 1年内償還予定の社債     | 80,000           |
| 仕掛品             | 1,161            | 1年内返済予定の長期借入金  | 67,700           |
| 貯蔵品             | 480              | 未払金            | 92,511           |
| 未収還付法人税等        | 28,278           | 未払費用           | 279,129          |
| 短期貸付金           | 100,000          | 未払消費税          | 52,078           |
| その他             | 82,429           | 未払法人税等         | 1,633            |
|                 |                  | その他            | 17,173           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,989,316</b> | <b>固定負債</b>    | <b>977,007</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>48,250</b>    | 長期借入金          | 956,300          |
| 建物附属設備          | 76,574           | 資産除去債務         | 15,038           |
| 減価償却累計額         | △32,006          | 繰延税金負債         | 5,669            |
| 工具、器具及び備品       | 17,360           |                |                  |
| 減価償却累計額         | △13,678          | <b>負債合計</b>    | <b>1,639,559</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>17,040</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア          | 17,040           | <b>株主資本</b>    | <b>5,850,847</b> |
|                 |                  | 資本金            | 10,000           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,924,026</b> | 資本剰余金          | 4,031,851        |
| 投資有価証券          | 233,495          | 資本準備金          | 2,015,925        |
| 関係会社株式          | 651,963          | その他資本剰余金       | 2,015,925        |
| その他の関係会社有価証券    | 921,293          | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,571,821</b> |
| 出資金             | 1,530            | その他利益剰余金       | 2,571,821        |
| 長期前払費用          | 4,016            | 繰越利益剰余金        | 2,571,821        |
| 敷金及び保証金         | 111,728          | <b>自己株式</b>    | <b>△762,824</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等       | 10,720           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 10,720           |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>   | <b>50,108</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>5,911,676</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,551,236</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>7,551,236</b> |

## 損益計算書

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,212,155 |
| 売上原価         | 1,611,068 |
| 売上総利益        | 601,087   |
| 販売費及び一般管理費   | 1,013,847 |
| 営業損          | △412,760  |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 1,149     |
| 投資事業組合運用益    | 825,249   |
| その他          | 3,574     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 3,636     |
| 経常利益         | 413,575   |
| 特別利益         |           |
| 事業譲渡益        | 215,089   |
| 税引前当期純利益     | 628,664   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,997     |
| 当期純利益        | 626,666   |

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2022年11月 1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本       |           |           |           |                     |           |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
|                         | 資本金        | 資本剰余金     |           |           | 利益剰余金               |           |
|                         |            | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 当期首残高                   | 2,025,925  | 2,015,925 | －         | 2,015,925 | 1,945,154           | 1,945,154 |
| 当期変動額                   |            |           |           |           |                     |           |
| 減資                      | △2,015,925 |           | 2,015,925 | 2,015,925 |                     |           |
| 当期純利益                   |            |           |           |           | 626,666             | 626,666   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |           |           |           |                     |           |
| 当期変動額合計                 | △2,015,925 | －         | 2,015,925 | 2,015,925 | 626,666             | 626,666   |
| 当期末残高                   | 10,000     | 2,015,925 | 2,015,925 | 4,031,851 | 2,571,821           | 2,571,821 |

|                         | 株主資本     |           | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |        |           |
| 当期首残高                   | △762,824 | 5,224,180 | －                | －              | －      | 5,224,180 |
| 当期変動額                   |          |           |                  |                |        |           |
| 減資                      |          | －         |                  |                |        | －         |
| 当期純利益                   |          | 626,666   |                  |                |        | 626,666   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          |           | 10,720           | 10,720         | 50,108 | 60,829    |
| 当期変動額合計                 | －        | 626,666   | 10,720           | 10,720         | 50,108 | 687,496   |
| 当期末残高                   | △762,824 | 5,850,847 | 10,720           | 10,720         | 50,108 | 5,911,676 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月18日

株式会社プロレド・パートナーズ  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原鉄也 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 南波洋行 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロレド・パートナーズの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロレド・パートナーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月18日

株式会社プロレド・パートナーズ  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原鉄也 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 南波洋行 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロレド・パートナーズの2022年11月1日から2023年10月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月18日

株式会社プロレド・パートナーズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 細 田 和 典 ㊟

社外監査役 渡 辺 喜 宏 ㊟

社外監査役 押 味 由 佳 子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 将来的な剰余金の配当等を見据えて機動的な資本政策及び配当政策を図ることができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とするべく、変更案のとおり第38条（剰余金の配当等の決定機関）及び第39条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第43条（剰余金の配当）及び第44条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～4条<br><br>(条文省略)<br><br>(機関)<br>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | 第1章 総則<br>第1条～4条<br><br>(現行どおり)<br><br>(機関)<br>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) <u>会計監査人</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式<br/>第6条<br/>(条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第11条<br/>(条文省略)</p> <p>第3章 株式総会<br/>第12条～第18条<br/>(条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。<br/>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。<br/>(新設)</p> | <p>第2章 株式<br/>第6条<br/>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条<br/>(現行どおり)</p> <p>第3章 株式総会<br/>第11条～第17条<br/>(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、6名以内とする。<br/>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>3 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了の時までとする。<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)<br/>第22条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。<br/>2 取締役会の決議をもって、取締役の中から会社を代表する取締役を定める。</p> | <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。<br/>(削除)</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)<br/>第21条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。<br/>2 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会社を代表する取締役を定める。</p> |
| <p>第23条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                             | <p>第22条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                 | <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。</p> <p>3 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第28条<br/>(条文省略)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。</p> <p>3 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、<u>当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第28条<br/>(現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u><br/>(監査役の員数)</p> <p><u>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができ、また監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                           | 変更案  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>(監査役会の決議)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                          | (削除) |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                                                                                    | (削除) |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役監査規程による。</p>                                                                                                                                                      | (削除) |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                      | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <u>第5章 監査等委員会</u><br><u>(常勤の監査等委員)</u>                                                                                                                                                                                  |
| (新設) | <u>第30条 監査等委員会は、その決議によっ</u><br><u>て、常勤の監査等委員を選定するこ</u><br><u>とができる。</u>                                                                                                                                                 |
| (新設) | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の</u><br><u>3日前までに各監査等委員に対して</u><br><u>発する。ただし、緊急の必要がある</u><br><u>ときはこの期間を短縮することがで</u><br><u>き、また監査等委員全員の同意があ</u><br><u>るときは、招集手続きを経ないで監</u><br><u>査等委員会を開催することができる。</u> |
| (新設) | <u>(監査等委員会の決議)</u><br><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わ</u><br><u>ることができる監査等委員の過半数</u><br><u>が出席し、その過半数をもって行</u><br><u>う。</u><br><u>2 決議について特別の利害関係がある</u><br><u>監査等委員は、議決権を行使するこ</u><br><u>とができない。</u>                          |
| (新設) | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br><u>第33条 監査等委員会の議事録については、</u><br><u>その経過要領及びその結果並びにそ</u><br><u>の他法令に定める事項を議事録に記</u><br><u>載又は記録し、出席した監査等委員</u><br><u>がこれに記名押印又は電子署名す</u><br><u>る。</u>                                             |

| 現行定款                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第40条～第42条<br/>(条文省略)</p>                                                                  | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第35条～第37条<br/>(現行どおり)</p>         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                            | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                            | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 剰余金の配当は、毎年10月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                         |

| 現行定款                                                             | 変更案                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (中間配当)                                                           |                                                                                                                         |
| 第44条 当社は、取締役会の決議によって<br><u>毎年4月30日を基準日として中間<br/>配当をすることができる。</u> | (削除)                                                                                                                    |
| 第45条<br>(条文省略)                                                   | 第40条<br>(現行どおり)                                                                                                         |
| 第8章 附則<br>第46条<br>(条文省略)                                         | 第8章 附則<br>第41条<br>(現行どおり)                                                                                               |
| (新設)                                                             | (監査役の責任免除に関する経過措置)                                                                                                      |
|                                                                  | 第42条 当社は、会社法第426条第1項<br><u>の規定により、監査役であった者の<br/>同法第423条第1項の賠償責任<br/>を、法令の定める限度において、取<br/>締役会の決議によって免除するこ<br/>とができる。</u> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役4名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

さ た に  
佐 谷

すすむ  
進 (1976年5月13日生)

所有する当社の株式数…………… 583,000株  
在任年数…………… 15年9か月  
取締役会出席状況…………… 13/13回

### 再任

#### 【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                            |         |                         |
|----------|--------------------------------------------|---------|-------------------------|
| 2002年4月  | ジェミニ・コンサルティング・ジャパン・インク 入社                  | 2005年4月 | ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 入社 |
| 2002年11月 | ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社（現PWCコンサルティング合同会社） 編入 | 2008年4月 | 当社 設立 代表取締役（現任）         |

#### 【重要な兼職の状況】

—

#### 【選任理由】

佐谷進氏を取締役候補者とした理由は、創業者として、プロレド・パートナーズを牽引してきており、今後もプロレド・パートナーズのビジョンの実現には不可欠な人物であると考えたためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2024年10月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容と概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力を生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

おし み ゆ か こ  
押味 由佳子

所有する当社の株式数…………… 0株  
在任年数…………… 1年9ヶ月  
取締役会出席状況…………… 13/13回

(注) 戸籍上の氏名は齋藤由佳子

(1976年8月11日生)

再任

社外

独立

#### 【略歴、当社における地位】

|          |                                |          |                           |
|----------|--------------------------------|----------|---------------------------|
| 2002年10月 | 弁護士登録（第一東京弁護士会）                | 2019年3月  | 富士ソフト株式会社 社外監査役（現任）       |
| 2002年10月 | 長島・大野・常松法律事務所）<br>入所           | 2019年6月  | 株式会社クレハ 社外監査役             |
| 2011年4月  | 株式会社リコー 出向                     | 2020年12月 | 日本シイエムケイ株式会社 社外<br>監査役    |
| 2014年9月  | 柴田・鈴木・中田法律事務所 入<br>所 パートナー（現任） | 2021年11月 | オリックス不動産投資法人 監督<br>役員（現任） |
| 2015年6月  | 株式会社JPホールディングス 社<br>外監査役       | 2022年1月  | 当社 監査役（現任）                |

#### 【重要な兼職の状況】

柴田・鈴木・中田法律事務所 パートナー

#### 【選任理由】

押味由佳子氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、複数の事業会社における監査役としての経験と知見を有しており、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できる人物であると考えたためであります。

候補者番号

2

やなぎさわ  
柳沢

かづまさ  
和正 (1983年3月25日生)

所有する当社の株式数…………… 0株  
在任年数…………… 1年9ヶ月  
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

|         |                                              |         |                          |
|---------|----------------------------------------------|---------|--------------------------|
| 2007年4月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 入社                      | 2013年9月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 再入社 |
| 2010年3月 | モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社 | 2019年1月 | 同社 パートナー                 |
| 2011年4月 | 合同会社ロゴス・パートナーズ設立 代表社員（現任）                    | 2022年1月 | 当社 取締役（現任）               |
|         |                                              | 2022年3月 | 株式会社プロジェクトカンパニー 取締役（現任）  |

【重要な兼職の状況】

合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員

【選任理由】

柳沢和正氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後当社が成長していくにあたり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことが期待できるものと考えたためであります。

ふるかわ のりあつ  
古川 徳厚 (1981年5月1日生)

所有する当社の株式数…………… 0株  
在任年数…………… 9ヶ月  
取締役会出席状況…………… 10/13回

|    |
|----|
| 再任 |
| 社外 |
| 独立 |

【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                                     |          |                                  |
|----------|-----------------------------------------------------|----------|----------------------------------|
| 2007年4月  | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社                        | 2019年10月 | 株式会社ひらまつ 社外取締役                   |
| 2010年7月  | アドバンテッジパートナーズ有<br>限責任事業組合（現株式会社アド<br>バンテッジパートナーズ）入社 | 2020年3月  | アーランドサービスホールディ<br>ング株式会社 社外取締役   |
| 2014年12月 | 株式会社ピクセラ 社外取締役                                      | 2020年3月  | 日本パワーファスニング株式会<br>社 社外取締役（現任）    |
| 2016年10月 | 株式会社エムピーキッチン 社外<br>取締役                              | 2020年6月  | アドバンテッジアドバイザーズ株式<br>会社 取締役/パートナー |
| 2016年10月 | J-FOODS HONG KONG<br>LIMITED DIRECTOR               | 2022年9月  | グロースパートナーズ株式会<br>社 代表取締役（現任）     |
| 2018年1月  | アドバンテッジアドバイザーズ株<br>式会社 出向 取締役                       | 2023年1月  | 当社 取締役（現任）                       |
| 2019年6月  | 株式会社Eストアー 社外取締役                                     | 2023年2月  | LeapMind株式会社 社外取締役<br>（現任）       |
|          |                                                     | 2023年2月  | 株式会社GRCS 社外取締役（現<br>任）           |

【重要な兼職の状況】

グロースパートナーズ株式会社 代表取締役

【選任理由】

古川徳厚氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとしての豊富な経験、複数の上場会社へ投資を行うファンドの運営実績、及び、複数の会社の社外役員を務めてきた経歴を有しており、今後当社が成長していくにあたり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことが期待できるものと考えたためであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2025年10月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 押味由佳子氏、柳沢和正氏及び古川徳厚氏は監査等委員である社外取締役候補者ではありません。
4. 当社は、押味由佳子氏、柳沢和正氏及び古川徳厚氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各候補者の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、押味由佳子氏、柳沢和正氏及び古川徳厚氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容と概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（補欠の監査等委員。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員が監査等委員に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとしたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

わかすぎ      ただひろ  
**若杉      忠弘** (1977年10月4日生)

所有する当社の株式数…………… 4,000株  
 在任年数…………… 6年1か月  
 取締役会出席状況…………… 13/13回

| 社外 |          | [略歴、当社における地位及び担当]                          |                                         |
|----|----------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 独立 | 2002年4月  | ジェミニ・コンサルティング・ジャパン・インク 入社                  | 2015年7月 学校法人グロービス経営大学院教授(現任)            |
|    | 2002年11月 | ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社) 編入 | 2017年12月 当社 社外取締役(現任)                   |
|    |          | Dagosa Consulting, Ltd. 入社                 | 2019年2月 一般社団法人人生100年生き方塾理事(現任)          |
|    | 2010年7月  | 株式会社グロービス 入社                               | 2020年7月 株式会社グロービス ファカルティ・ディレクター         |
|    | 2013年4月  | 一般社団法人ポジティブ心理学協会理事(現任)                     | 2023年7月 株式会社グロービス シニア・ファカルティ・ディレクター(現任) |
|    | 2013年4月  |                                            |                                         |
|    | 2015年7月  | 株式会社グロービス ディレクター                           |                                         |

#### [重要な兼職の状況]

学校法人グロービス経営大学院 教授  
 株式会社グロービス シニア・ファカルティ・ディレクター

#### [選任理由]

若杉忠弘氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、コンサルティングビジネス及び教育に関する知見を有しており、今後当社が成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと考えたためであります。

- (注) 1. 若杉忠弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 若杉忠弘氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、若杉忠弘氏の選任が承認され監査等委員である取締役に就任した場合は、若杉忠

弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容と概要は、事業報告に記載のとおりです。候補者が監査等委員である取締役になされた場合も、当該保険契約の被保険者としての地位は継続され、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会において年額120百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額120百万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されまると、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

(ご参考)

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬等の決定方針

### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準、当社業績、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2024年1月23日開催の第16回定時株主総会決議に基づき、年額 120百万円以内の範囲内で決定する。

2. 報酬の種類及び基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、「固定報酬」とする。「固定報酬」は、役位、職責、に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、年額を12等分し、毎月支払う。

なお、業績連動報酬等、非金銭報酬等については採用しない。

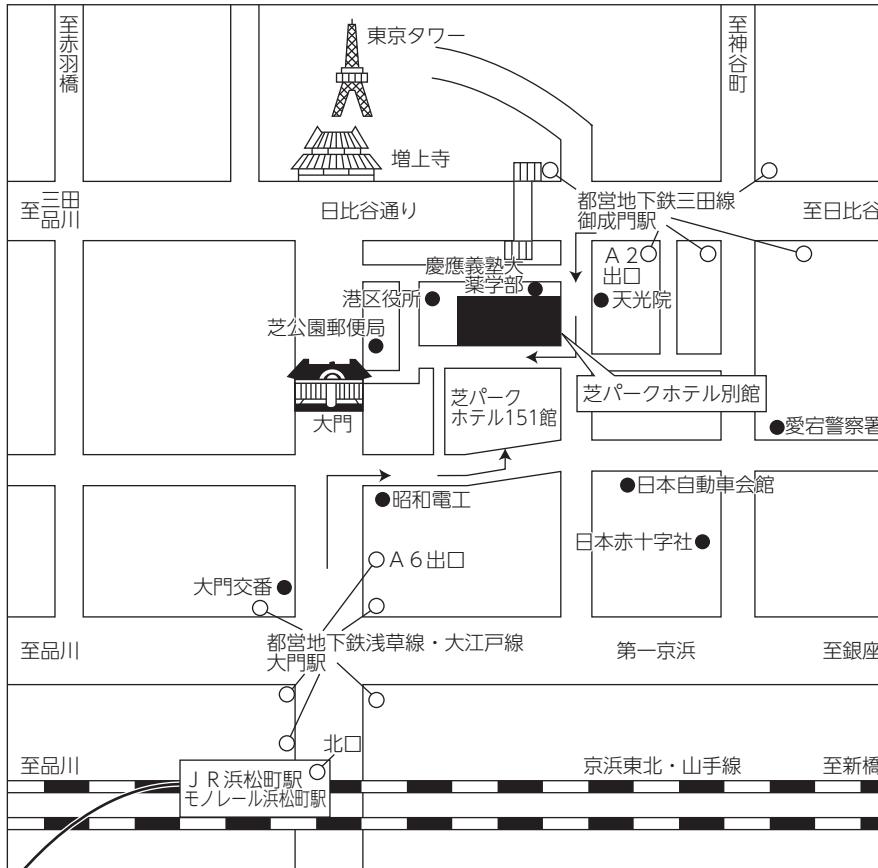
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額とする。代表取締役は、当社の業績等を踏まえ、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に鑑み各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を決定するものとする。取締役会は、代表取締役への委任にあたって当該権限が適切に行使されるよう、慎重に審議を行う。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園一丁目5番10号  
芝パークホテル別館 2階「ローズ」



- 【交通】
- 都営地下鉄三田線・御成門駅 (A2出口) 徒歩約5分
  - 都営地下鉄浅草線・大門駅 (A6出口) 徒歩約6分
  - 都営地下鉄大江戸線・大門駅 (A6出口) 徒歩約6分
  - JR京浜東北・山手線・浜松町駅 (北口) 徒歩約11分